

< ハルスプラン >

(原案)

東京都動物愛護推進総合基本計画

“ Human and Animal Live Together in Harmony.”

HALTH (ハルス): 人と動物との調和のとれた共生

この計画は、「動物の愛護及び管理に関する条例」第3条に規定する
「人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた基本的かつ総合
的な施策」を策定したものです。

< ダイジェスト版 >

東京都健康局

目 次

序 章 人と動物との調和のとれた共生を目指して

- 1 動物愛護を取り巻く社会環境の変化 …………… 1
- 2 東京都における動物愛護行政の変遷 …………… (略)
- (1) 動物愛護のほう芽期(第 ステージ:昭和 47 年まで) …………… (略)
- (2) 動物愛護の確立期(第 ステージ:昭和 48 年から平成 4 年まで) …… (略)
- (3) 動物愛護の推進期(第 ステージ:平成 5 年から平成 24 年頃まで) …… (略)

第一章 動物愛護を取り巻く現状と課題

第 1 節 動物飼養の現状と社会背景

- 1 動物飼養の現状 …………… 1
- 2 動物との絆と意識の変化 …………… (略)
- 3 動物愛護推進に対する気運の高まり …………… (略)
- 4 動物飼養に対する社会的理解の深まり …………… (略)
- 5 獣医療及び飼養水準の向上 …………… (略)

第 2 節 動物愛護の課題

- 1 動物に関する苦情・問題の多発 …………… (略)
- 2 動物取扱業者の社会的役割と責任 …………… (略)
- 3 人と動物との共通感染症の危機及び社会的関心の高まり …………… (略)
- 4 動物の逸走、危害及び非常災害等の危険性の増大 …………… (略)

第 3 節 法令改正と総合基本計画

- 1 法令改正の背景及び概要 …………… 1
- (1) 動物の保護及び管理に関する法律改正の概要 …………… (略)
- (2) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の告示 …………… (略)
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の制定 …… (略)
- (4) 東京都動物の保護及び管理に関する条例改正の背景及び概要 …… (略)
- 2 東京都動物愛護推進総合基本計画の策定 …………… (略)
- (1) 計画策定の趣旨 …………… 2
- (2) 基本理念と目的 …………… 2
- (3) 性格 …………… 2
- (4) 期間 …………… 2

第二章 動物愛護推進の基本方針

第 1 節 動物愛護推進の基本的視点

- 1 都民等との連携と協働の推進 …………… 2
- 2 飼い主責務の徹底と情報の提供 …………… 2
- 3 都民の健康と安全の確保 …………… 2

第 2 節 施策の取組方針

- 1 動物愛護の役割分担の明確化 …………… 3
- 2 効果的な協働体制の構築 …………… 3
- 3 人材育成と民間活力の活用 …………… 3
- 4 動物に関する諸施策の連携 …………… 3
- 5 科学的根拠に基づく事業の展開 …………… 3
- 6 健康危機管理体制の整備と情報発信 …………… 3

第三章 具体的施策の展開

第1節 役割分担の明確化と協働体制の構築

1 地域における動物愛護の推進	3
(1) 地域特性に応じた行政施策	3
(2) 行政と地域社会との連携	6
(3) 都民の参加と協働による動物愛護の推進	6
(4) 産業動物との共生	6
2 専門的・広域的施策の拡充	6
(1) 動物取扱業者への対応	6
(2) 適正な収容動物管理と返還・譲渡の推進	7
(3) 調査研究による基礎的データの収集と科学的分析	7
(4) 人材育成	7
(5) 人の健康維持向上と福祉への積極支援	7
(6) 動物シェルター機能の充実	8

第2節 適正飼養の推進

1 都民への情報・知識の提供及び支援	8
(1) 都民の動物への理解の促進	8
(2) 動物愛護教育の充実	8
(3) 普及啓発媒体の効果的・効率的活用	8
2 動物取扱業者への啓発と指導	9
(1) 適正な動物の取扱いに関する情報提供と支援	9
(2) 自主管理意識の向上	9
(3) 動物販売時の都民への飼い方指導の推進	9
3 虐待・遺棄防止への取組	9
(1) 監視指導の強化と関係機関との連携	9
(2) 個体管理と所有の明示	9
(3) 普及啓発と調査研究	10

第3節 健康・危機管理対策

1 人と動物との共通感染症の予防と蔓延防止	10
(1) 発生時における防疫機能の充実・強化	10
(2) 発生動向監視体制及び調査研究の充実	11
(3) 情報発信と普及啓発の推進	11
(4) 関係機関との連携	11
2 逸走及び危害防止	11
(1) 適正飼養講習会等の充実	12
(2) 監視指導等による事故防止	12
(3) 特定動物逸走時における危機管理体制の充実	12
3 非常災害時における動物愛護対策	13
(1) 発生時対応の体制整備	13
(2) 発生に備えた体制整備	13

第4節 計画の実現に向けて

1 計画の周知及び情報提供	13
2 計画の推進体制	13
3 評価の実施	13
4 国への提案要求	13

序 章：人と動物との調和のとれた共生を目指して

1 動物愛護を取り巻く社会環境の変化

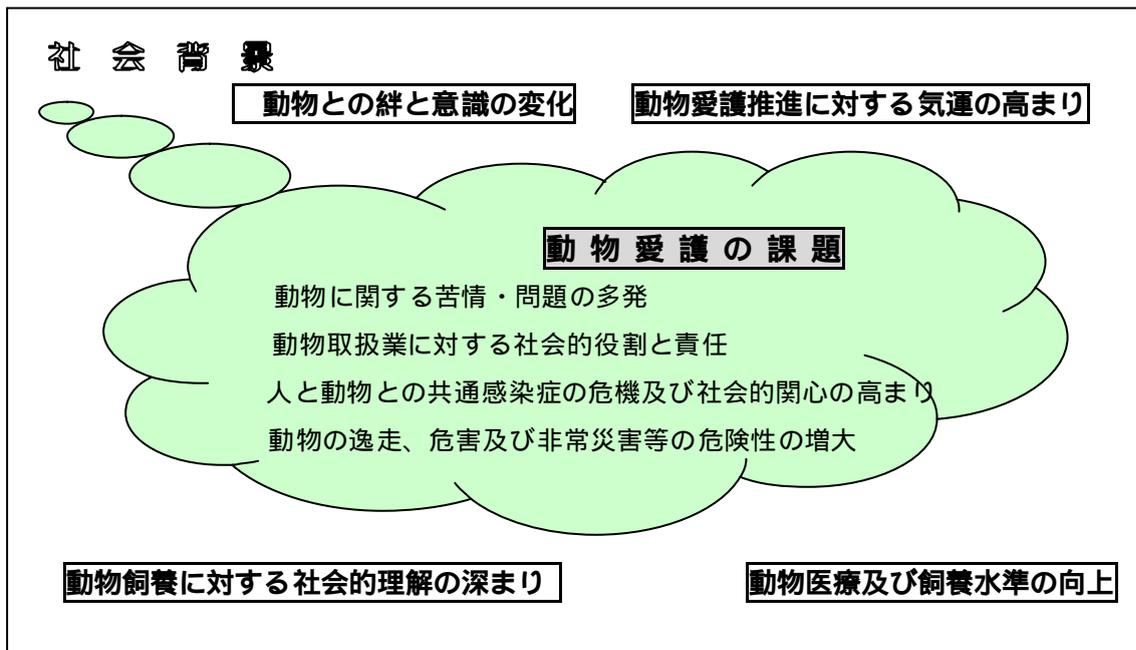
近年、少子・高齢・核家族化等が進み、動物は家族の一員、人生のパートナーとして、人々へ心の潤いと喜びをもたらす存在として、ますます重要になってきています。しかし、動物を飼うことは、終生飼養や近隣に迷惑をかけないようにするなど、容易なことではありません。近隣住民とのトラブルや虐待・遺棄の問題も数多く発生しています。飼い主は、法令等の遵守義務や飼養に伴う近隣への配慮等、その責務を確実に果たすことが強く求められるようになりました。

さらに今日、海外からの多種多様な野生動物の輸入増加に伴う人と動物との共通感染症や、動物の安易な遺棄による在来固有種の圧迫、生態系の攪乱など新しくクローズアップされてきた問題への対応も求められています。

第一章：動物愛護を取り巻く現状と課題

第1節 動物飼養の現状と社会背景（略）

第2節 動物愛護の課題（略）



第3節 法改正と総合基本計画

1 法令改正の背景及び概要（略）

2 東京都動物愛護推進総合基本計画の策定

(1) 計画策定の趣旨

人と動物とが共に健康で幸福に暮らしていくことは多くの都民の願いです。このためには、飼い主が命ある動物を適正に飼養し、動物の存在が地域の人々により受け入れられ、人々の間に生命尊重や友愛の風がいきわたる地域社会となることが理想です。

都では、こうした考えを基に、動物とのかかわりの中で、「豊かな地域社会の構築」、「良好な生

活環境の維持」及び「健康と安全の確保」を目指して、東京都動物愛護推進総合基本計画を策定しました。

今後は、この計画に沿って、都、区市町村、民間団体、都民との協働体制を構築し、連携を十分図りながら様々な課題に取り組みます。

(2) 計画の基本理念と目的

この計画の基本理念を「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」とし、行政と都民、民間団体等との連携と協力のもとに、「豊かな地域社会の構築」、「良好な生活環境の維持」及び「健康と安全の確保」を図っていくことを目的とします。

(3) 性 格

この計画は、条例第3条に基づき、東京都が策定する動物愛護推進の総合基本計画であり、動物愛護に取り組む都民をはじめ動物愛護団体などの共通指針としての性格をもつものです。

(4) 期 間

この計画の期間は、平成15年度(2003年)から平成24年度(2012年)までの10年間とします。なお、5年後を目途に、その実施状況を踏まえ、点検と見直しをしていきます。

第二章：動物愛護推進の基本方針

第1節 動物愛護推進の基本的視点

1 都民等との連携と協働の推進

地域における動物愛護の推進を図るため、動物の飼い主だけでなく、広く都民との連携と協働を進めます。

2 飼い主責務の徹底と情報の提供

飼い主に適正飼養責務の自覚を促し、動物への理解を深められるよう、的確な情報を提供し、飼い主の資質向上と地域住民の動物への理解を図ります。

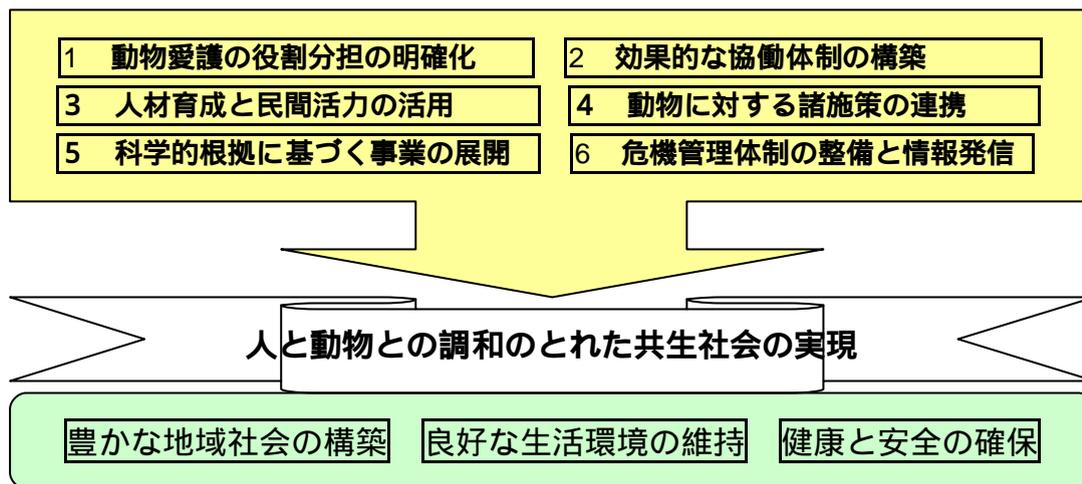
3 都民の健康と安全の確保

人と動物との共通感染症の調査を行うとともに、その結果や予防方法について、都民に普及啓発を図ります。特定動物の逸走時や、災害等発生時及び平常時における人への危害防止対策を強化し、都民の健康と安全を守ります。

第2節 施策の取組方針

< 10年後の具体的数値目標 >

動物致死処分数	10,000頭/年 以下
犬・猫等の苦情件数	減少率 25%(14年度対比)



第三章：具体的施策の展開

< 施策の柱 >

役割分担の明確化と協働体制の構築

適正飼養の推進

健康・危機管理対策

第1節 役割分担の明確化と協働体制の構築

人と動物との調和のとれた共生社会の実現には、飼い主はもとより広く都民の理解と協力を得ることが重要です。また、動物の習性や生理についての正しい知識や動物の適正飼養の方法に関する理解を飼い主の間に浸透させるためには、専門的な情報を有する民間団体や動物関連の業界団体などとの協力も不可欠です。そのためには、動物愛護を推進していく主体である都、区市町村、住民及び動物愛護関係団体等のそれぞれが、特性に応じた社会的役割を認識し、積極的に取り組む必要があります。

都は、これら各実施主体の特性及び明確な役割を踏まえ、地域の中で区市町村、住民、関係団体等と連携、協働しながら人と動物との調和のとれた共生に向けた一層の施策推進と事業展開を図ります。

1 地域における動物愛護の推進

(1) 地域特性に応じた行政施策

ア．都による区市町村への専門的・技術的支援

区市町村に対する事業支援プログラムを作成・提示します。

[都による実施プログラムの例示]

区市町村の開催する適正飼養講習会等への講師派遣・技術協力

〔 一般向け：各種飼い方教室、犬のしつけ方教室等

学校向け：動物教室、学校飼育動物講習会等

区市町村の開催する動物愛護イベント等への協力

飼養動物から派生する相談への専門的・技術的協力

< 実施主体の特性及び期待される主な役割 >

主体	特 性	期待される主な役割
東京都	広域的、専門・技術的な取組 先行的な課題への対応 専門職・機関による対応 事務事業等、豊富な経験・情報等の蓄積 国・他自治体との連携	広域的な動物愛護関係事業の企画・実施 区市町村支援 国・関係機関等の連絡調整、情報収集 情報発信、危機管理対応 普及啓発（広域的）
区市町村	地元の事情や状況に精通 地域住民が寄せる期待や信頼関係が厚い 地元住民に身近で直結したサービス提供 地域特性に応じた臨機応変な取組 地元地域の状況を把握 畜犬登録情報の管理	地域の動物愛護関係事業の企画・実施 動物愛護管理専任の担当職員の配置 地域密着型苦情・相談対応 地元ボランティアの活用と支援・連携 地域住民向け広報・動物愛護普及啓発の推進 普及啓発（地域的）
民間団体	多様かつ臨機応変な取組 規制や制約が少なく比較的自由的な対応 行政と住民との架け橋 卓越した専門性 専門分野の事情に精通	動物愛護事業等の推進 行政への協力 ネットワークの構築 ボランティアの登録 普及啓発の推進
住民	地域に密着 受益者負担 個人の自由発想と柔軟な対応 多様な取組 居住地域の状況を把握 当事者問題意識	相互理解と支援・協力 地域での自立 行政施策への要望・理解・協力 知識の習得 自主規制・自主管理 ボランティアの実施

具 体 的 役 割

都	区市町村	民間団体	都民	計画推進に向けた主な業務内容
				< 役割分担の明確化と協働体制の構築 >
				犬の保護・収容
				負傷動物対応（犬・猫・いえうさぎ・にわとり・あひる）
				地域住民に対する苦情・相談対応（動物に係る生活環境問題等）
				異例・困難苦情事例への対応（多頭飼育等）
				飼い主のいない猫対策の実施
				犬猫の不妊去勢手術費用の助成
				動物愛護推進員協議会
				動物愛護推進員
				動物取扱業対応
				動物の譲渡推進
				犬の放し飼い・糞放置等不適正飼養に対する規制
				動物介在療法または活動
				身体障害者補助犬の活動支援
				高齢者の動物飼養へのサポート
				動物シェルターとしての対応
				< 適正飼養の推進 >
				動物愛護及び適正飼養の普及啓発
				広報活動
				鑑札等個体標識の装着推進
				虐待・遺棄防止への対応
				愛護ボランティア
				特定動物への対応
				< 健康・危機管理対策 >
				狂犬病予防の普及啓発
				人と動物との共通感染症の普及啓発
				人と動物との共通感染症の発生動向監視
				学校飼育動物への飼育支援
				人と動物との共通感染症発生時の危機管理対応
				人と動物との共通感染症の調査研究
				人と動物との共通感染症の情報発信
				災害等、緊急時における対応（ボランティア登録）

主体

協力

イ 都と区市町村との連携

〔 施策内容 〕

区市町村の窓口相談で活用できる普及啓発媒体や苦情対応事例集の作成、区市町村への提供・配布
動物愛護管理担当者連絡会の設立

ウ 区市町村条例等による取組の促進

〔 区市町村による具体策の例示 〕

犬の糞害防止条例の単独、或いはこれを含めた総合的な環境美化条例等の制定及び環境美化推進ボランティア等の公募と活用
動物愛護ボランティア等が行う飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術費用の助成
飼い猫の屋内飼養、名札等の装着の義務化

(2) 行政と地域社会との連携

- ア．地域の問題解決能力向上策
- イ．適正飼養モデル地区事業
- ウ．飼い主のいない猫との共生支援事業 【 ガイドライン作成 】

(3) 都民の参加と協働による動物愛護の推進

- ア．動物愛護推進員制度の拡充強化 【 委嘱予定 300 人 (平成 17 年度まで) 】
- イ．動物愛護推進員の活用及び支援

パンフレット等普及啓発資材の提供、活動に伴うトラブルへの対応、研修等による知識・情報の提供、地域行政との調整、連絡会の開催

ウ．動物愛護民間ボランティアの育成、支援

都が実施する各種講習会等によるボランティアの育成
民間団体が主催する適正飼養講習会への東京都から講師派遣

エ．区市町村独自の民間活用制度の導入と推進

区市町村における動物愛護推進員に準じた独自の民間活用制度の導入促進

(4) 産業動物との共生

産業動物の管理者及び飼養者に対する普及啓発の推進
市町村の存する区域における動物愛護相談センターによる効果的・効率的監視の強化

2 専門的・広域的施策の拡充

(1) 動物取扱業者への対応

監視指導の強化を図るとともに、動物取扱業のうち繁殖や販売を行う業種については、規制を含んだ許可業種としての検討を進めていきます。

ア．監視指導体制の強化

東京都動物愛護相談センターの専門監視機能を拡充整備し、機動力を活かしたより一層の監視指導体制の強化を図ります。

イ．都民及び関係各機関との連携

一般都民や動物ボランティア、地域の動物愛護推進員、動物愛護団体等と連携して、動物取扱業の情報収集等を行い、効率的な監視指導を実施します。

(2) 適正な収容動物管理と返還・譲渡の推進

ア．適正な保護収容動物管理

複数管理方式から個別管理方式へと新しい管理方法の導入を図ります。

イ．飼い主への返還率のさらなる向上

鑑札をはじめとした身元標示の徹底など、飼い主指導の強化と収容動物情報の提供推進を図ります。

ウ．動物の譲渡の推進

高齢動物を含めて全ての動物の譲渡方法の検討を行い、適切な譲渡を促進していきます。また、団体を通じて適正な飼い主へ譲渡していく「団体譲渡」を推進します。

(3) 調査研究による基礎的データの収集と科学的分析

ア．動物愛護と飼養実態に関する調査研究

イ．人と動物との共通感染症に関する調査研究

(4) 人材育成

ア．動物愛護推進員の育成

都による研修会・講習会の実施。自主的な講習会・勉強会等の開催支援

イ．民間活動家、動物愛護団体の育成

都は、動物愛護活動家向けの専門的講習会、センターの見学・事業説明会等の実施

ウ．動物関係教育機関への動物愛護に関する講師派遣

要請に応じて東京都から動物関係教育機関に講師を派遣し、若い世代の育成を図ります。

エ．動物関係学生の研修受け入れ

動物関係学生を研修生としてセンターに受け入れを検討していきます。

(5) 人の健康維持向上と福祉への積極支援

ア．動物飼養の心身の健康維持・向上効果の研究

動物飼養が高齢者に与える医学的・心理的影響、子どもの心身の健全な発育と教育効果など、科学的な視点から動物飼養の効能を検証します。

医療関係者と連携して、高齢者福祉施設、心身障害者福祉施設等への動物訪問活動、動物介在活動の心身の健康に及ぼす効果等を調査研究します。

イ．民間の動物訪問活動、動物介在活動の支援

動物訪問活動、動物介在活動に適する動物の選定方法、健康維持管理方法の研究を行い、活

動に向く動物を選別し個人ボランティア等に供給するなど民間の活動を支援します。

ウ．身体障害者補助犬への理解と活動支援

福祉関係者や動物愛護団体、獣医師の団体など、それぞれからの活動の支援
行政機関や動物愛護団体等における各種動物愛護事業等における理解の促進

エ．動物アレルギー問題への対応

アレルギー問題の解決策に多様性をもたせ、ペットを致死処分しない解決策を情報提供するため、調査研究、情報収集を行い、普及啓発の方法を検討します。

オ．高齢者の動物飼養へのサポート

福祉関係部署と連携し、身寄りのない高齢者等の入院時の飼養動物の一時保護相談に応じたり、動物飼養の相談に専門的な助言を行うなど、高齢者の動物飼養をサポートします。

(6) 動物シェルター機能の充実

逸走した特定動物や条例に規定のない動物に対する一時保護や高齢者、障害者等で一時的に動物の飼養が困難になった場合に対して、病院・福祉関係部署、区市町村との協力によりセンターを一時保護施設として対応していきます。

第2節 適正飼養の推進

1 都民への情報・知識の提供及び支援

(1) 都民の動物への理解の促進

ア．適正飼養に関する講習会等の充実

適正飼養に関する講習会を区市町村の要望等に応じて適宜開催し、さらに特定動物の飼い主へも講習会を開催するなど、広く動物の飼い主に情報提供を図ります。

講習会の対象・内容を充実するとともに、センター開催する講習会を広く都民が聴講できるよう、積極的にPRしていきます。

イ．地域社会の動物愛護の推進

区市町村等と連携し、広く都民が参加できる講習会を開催し、正しい動物飼養のあり方等、動物への理解の促進を図ります。

ウ．国際化に対応した動物愛護

国及び動物愛護団体との協力による都民への海外知見・情報を提供します。

外国人居住者向けの国内制度・動物愛護関係情報を発信します。

(2) 動物愛護教育の充実

ア．教育委員会と連携した愛護教育の充実

学年別カリキュラムの導入や、進級継続教育プログラムの作成、動物教室の充実

イ．センターにおける体験学習の実施

センターの施設を利用した夏休み動物教室など、動物愛護教育プログラムを実施します。

ウ．学校の動物飼養への支援

飼育担当教諭や飼育委員会児童対象の講習会の開催等

(3) 普及啓発媒体の効果的・効率的活用

ア．ホームページの充実

イ．地域の情報誌への情報提供

地域のコミュニティ誌・情報誌など、地域に根ざした情報伝達手段に動物適正飼養に関する話題を提供したり、寄稿するなど、その作成を支援します。

2 動物取扱業者への啓発と指導

(1) 適正な動物の取扱いに関する情報提供と支援

ア．動物取扱業者の資質向上

動物の取扱いの知識や動物愛護に関する講習会を開催します。

イ．動物取扱主任者の資質向上

専門的な講習会(フォローアップ講習会)を開催し、自己研鑽を支援します。

(2) 自主管理意識の向上

ア．自主管理マニュアルのモデルの提示

動物取扱業の業種別、取扱い動物種別、経営規模別等、業者が使用しやすい自主管理マニュアルモデルを提示します。モデルをもとにマニュアル作りと自主管理を支援します。

イ．優良施設認証制度等の導入

第三者機関による認定を行い、業界のレベルアップと自主管理意識の向上を目的とし、認証制度導入に向けて検討します。

(3) 動物販売時の都民への飼い方指導の推進

ア．主な動物種の飼い方指導の例示

動物取扱業で扱われる主な動物種について、販売時に説明用のパンフレットモデルを例示して、販売時の飼い方指導の具体的指標を示します。

イ．動物愛護推進員との連携

3 虐待・遺棄防止への取組

(1) 監視指導の強化と関係機関との連携

ア．行政機関との連携

虐待の可能性がある場合等、悪質かつ緊急性が高いと思われる事例には、警察当局と連携して適切に対処していきます。

イ．動物愛護団体、ボランティアとの連携

虐待による緊急的事例の場合には、警察当局と連携すると共に、動物愛護団体やボランティア活動家等と連携して動物の一時避難を行うなど連携を図ります。

ウ．都民との連携

遺棄の多い地区の見回り等地域ぐるみの遺棄防止や虐待情報、飼い主への適正飼養指導後の飼養状態の把握等に動物愛護推進員を始めとする地域住民との協力・連携を図ります。

(2) 個体管理と所有の明示

動物の所有の明示の方法の一つとしてマイクロチップについては、平成15年度から、その有

効性について犬を対象に実証検討を開始します。

ア、特定動物の個体登録

動物取扱業者及び特定動物飼養許可施設の所有者を対象に重点的に監視普及啓発等を行い、特定動物の個体登録の徹底を図ります。

イ、犬の登録と鑑札装着

都は、区市町村と協力して犬の登録と鑑札等装着等、飼い主義務の徹底を図ります。

ウ、動物種に応じた個体標識の装着

動物種に応じた有効な個体標識の装着を普及に努めます。

エ、遺棄等に伴う移入種問題対策

関係局とのワーキンググループによる多角的な観点からの対策を検討します。

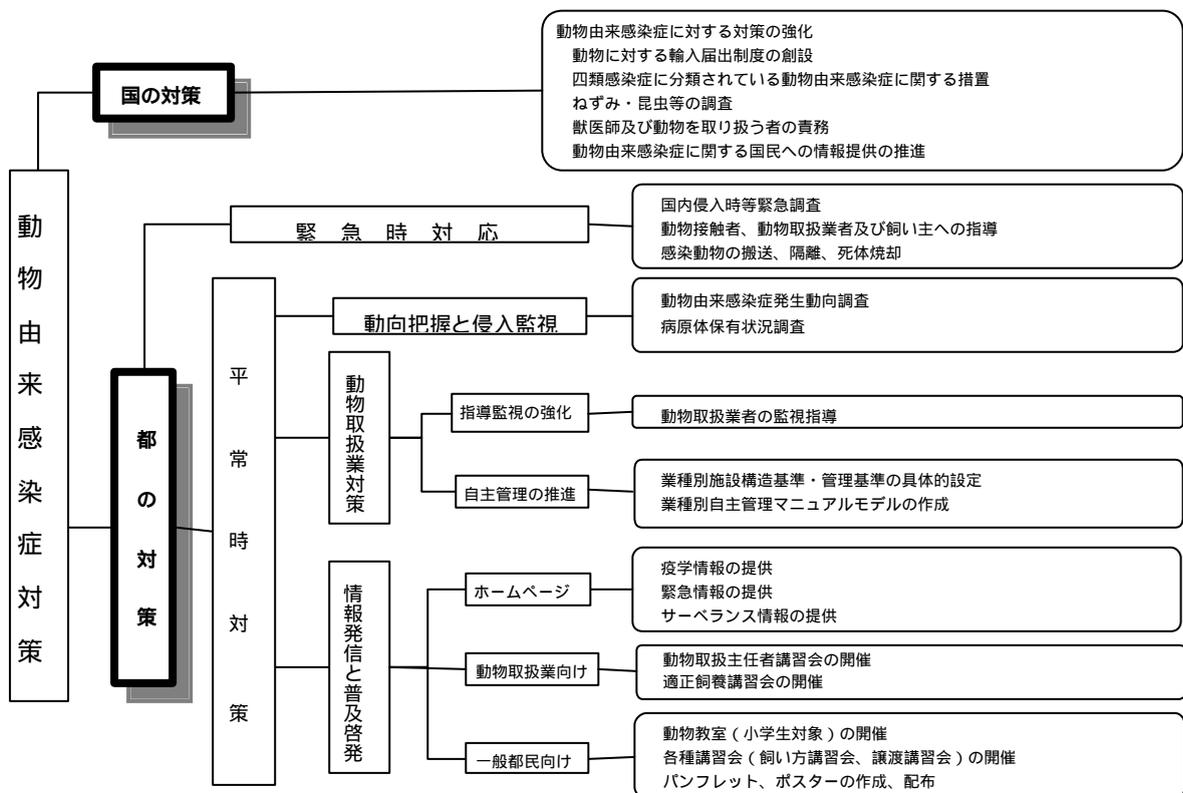
所有の明示や個体管理等による動物管理を強化します。

(3) 普及啓発と調査研究

虐待・遺棄は動物愛護法にも触れる犯罪行為であることを適正飼養及び繁殖制限措置とともに普及啓発していきます。

第3節 健康・危機管理対策

1 人と動物との共通感染症の予防と蔓延防止



(1) 発生時における防疫体制の充実・強化

国内発生のない感染症が国内に侵入した場合、あるいは感染症が都内で発生し、感染源となる動物に対する迅速な対応が必要となる場合など、緊急時対応体制を充実強化します。

ア．センターの感染症対策体制の充実・強化

感染症侵入等緊急時に、飼い主調査、流通経路の動物取扱業等調査、動物接触者の指導、感染動物の隔離、検査機関への搬送、動物死体等の焼却など、施設・設備の整備等、センターの感染症対策体制の充実・強化を行います。また、区市町村、都保健所の感染症対策担当部署と連携を強化し、迅速かつ効果的な感染拡大防止措置を図ります。

イ．感染症対応マニュアルの整備

(2) 発生動向監視体制及び調査研究の充実

発生動向調査体制の整備、動物取扱業飼養動物、学校飼育動物、センター収容動物等を対象に行っている疫学調査の拡充や調査研究に必要な検査設備の充実等を行います。

ア．感染症発生動向の把握

獣医師会等診療獣医師の団体との連携を強化し、臨床情報の収集など、動物での疾病発生状況の迅速な把握に努めます。また、動物取扱業で感染症が疑われる動物の死亡が発生した時に、センターが情報及び動物検体の提供を受け、迅速に原因究明の検査を実施する積極的疫学調査の体制整備を進めます。

イ．病原体保有状況調査及び侵入監視体制の強化

〔施策内容〕

病原体保有状況調査の拡充強化

都内侵入監視体制の強化（ウエストナイル熱、エキノコックス等）

調査研究の充実

ウ．東京都動物由来感染症検討会の活用

動物由来感染症検討会において、医学、獣医学等専門的立場からの意見を行政施策等へ反映していきます。

(3) 情報発信と普及啓発の推進

〔施策内容〕

ホームページによる情報提供（疫学情報、緊急情報）

各種講習会での情報提供、啓発

普及啓発媒体の作成、配布

学校飼養動物の衛生指導

(4) 関係機関との連携

ア．獣医療機関との連携

イ．医療機関との連携、情報提供

ウ．国（厚生労働省）や地方自治体との連携

エ．学校等教育機関との連携

(1) 適正飼養講習会等の充実

ア．動物取扱業者への指導

動物取扱業者や動物取扱主任者への適正飼養講習会やフォローアップ講習会を充実させるなど、動物取扱業者の資質向上を図ります。

イ．特定動物飼養者への普及啓発

適正飼養講習会を充実させると同時に、インターネット、パンフレット等により普及啓発を行います。

ウ．一般飼養者等への普及啓発

犬の飼い主等には、東京都動物愛護相談センターでの譲渡講習会や、区市町村と共催の講習会等で適正飼養やしつけ方の講習会を充実していきます。

(2) 監視指導等による事故防止

ア．動物取扱業

一斉監視及び通常監視の強化を行い、事故防止を図ります。

イ．特定動物飼養者

一斉監視事業及び通常監視の量質ともに充実した事業展開を図ります。

警察当局をはじめとする関係諸機関と連携し、監視の強化を行います。

ウ．咬傷事故頻発犬飼養者及び危険犬種飼養者

咬傷事故を複数回発生させている飼養者への、適切な飼養管理・取扱いについて監視指導を強化します。

闘犬種、護衛犬種等、重大事故発生の可能性の高い犬の飼養者に対し、注意喚起、服従訓練の徹底、適切な飼養管理方法など、事故発生防止の指導を行います。

(3) 特定動物逸走時における危機管理体制の充実

緊急時には、東京都動物愛護相談センターにおいて捕獲活動にあたりると同時に都関係局や警視庁、消防等と連携を図り迅速に対応します。

緊急時における捕獲収容技術の教育訓練等を行います。

特定動物の飼養状況等の動静把握を図るほか、特定動物等の危険動物の一時的保護管理施設及び事後措置としての機能整備を図ります。

(4) 関係機関との連携

警察、消防、建設局、産業労働局、環境局等関係機関と連絡会を設けるなど、平常時から情報の共有に努めます。

毒蛇による咬傷事故では、血清の保有状況の把握とともに医療機関との連携も進めていきます。

(5) 逸走緊急時対策の整備

特定動物に指定されている動物種をその性質、危険度から分類し、それぞれについての適切な対応方法を関係機関と協議し、マニュアル化するなど、逸走緊急時対策を整備します。

3 災害発生時における動物愛護対策

(1) 災害発生時対応の体制整備

ア．災害時マニュアルの策定と訓練の実施

動物愛護団体、獣医師会、近隣自治体との連携・協力等、役割分担の明確化します。

「災害時における動物救援活動マニュアル(仮称)」を策定します。

イ．動物救援センターの設置

東京都動物愛護相談センターに新たな施設を設置し、災害時に活用することを検討します。

区市町村等と連携して被災者の一時避難所近くにミニシェルターを立ち上げるなどの対策を検討していきます。

ウ．特定動物の逸走、保護収容

災害により特定動物が逸走した場合には警察、消防、都道府県所管部局等、関係行政機関等との連絡など調整を行い、緊急時に迅速に対応します。

エ．獣医師会との連携

オ．動物愛護団体、動物愛護推進員等ボランティアとの連携

カ．他道府県との連携

(1) 発生に備えた体制整備

ア．一般飼養者への対策

動物飼養者に対し、適正飼養講習会、広報誌、多言語対応のパンフレットの作成・配布、区市町村の災害訓練の機会などを活用して普及啓発を図ります。

イ．特定動物飼養者への対策

適正飼養講習会及び広報誌等により普及啓発を図ります。

第4節 計画の実現に向けて

1 計画の周知及び情報提供(略)

2 計画の推進体制

都は、区市町村、各団体、動物愛護関係者、都民等が一体となり「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現に向け、この計画を積極的に推進していくことが大切です。

3 評価の実施

計画の達成状況、計画の効果を適正に把握するためには計画の達成度を評価することが必要です。東京都動物愛護推進員協議会を計画の推進母体と位置づけ、施策の推進状況を把握し、定期的な評価・検討を行ない、計画された施策の継続的な推進が図られるよう努めます。

4 国への提案要求

この計画を推進するに当たっては、国における制度等の改善、充実にたのむところが多いため、これらについて国の理解を求め、動物愛護行政の改善、充実に提案要求していきます。

ハルスプラン主要事業進行表

(年度)

	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1 役割分担の明確化と協働体制の構築										
<地域における動物愛護の推進>										
区市町村に対する事業支援プログラムの作成・提示		→								
適正飼養講習会・イベント協力・犬のしつけ方教室 ・動物教室・各種飼い方教室講師派遣等										→
適正飼養モデル地区事業										→
飼い主のいない猫との共生支援事業(仮称)										→
飼い主のいない猫との共生モデルプラン事業	→									
飼い主のいない猫との共生ガイドライン(仮称)作成		→								
地域ぐるみの取組と不妊・去勢措置等の支援・協力										→
動物愛護推進員の拡充強化(委嘱)										→
動物愛護推進員の活用及び支援										→
動物愛護民間ボランティア育成・支援										→
<専門的・広域的施策の拡充>										
動物取扱業監視指導体制の強化										→
保護収容動物の個別管理方式の導入						→				
動物譲渡の推進				→						
動物飼養の心身の健康維持・向上効果の調査研究										→
動物シェルター機能の充実(専用管理施設の整備)										→
2 適正飼養の推進										
<都民への情報・知識の提供及び支援>										
適正飼養講習会等の充実										→
小学校訪問型動物教室の拡充										→
学校の動物飼養への支援										→
<動物取扱業者への啓発と指導>										
動物取扱業者の資質向上										→
動物取扱主任者対象のフォローアップ講習会開催										→
自主管理マニュアルのモデル提示										→
優良施設認証制度の導入										→
<虐待・遺棄防止への取組>										
個体管理と所有の明示(マイクロチップ等の実証検討等)										→
3 健康危機管理対策										
<逸走及び危害防止>										
逸走緊急時対策の整備(逸走時の緊急マニュアルの整備)				→						
特定動物等の一時的保護管理施設(緊急収容施設)の整備					→					
監視指導の拡充(動物取扱業・特定動物・危険犬飼養者等)										→
<人と動物との共通感染症の予防と蔓延防止>										
検体輸送、検査・感染動物の隔離施設等の整備					→					
人と動物との共通感染症対応マニュアルの整備						→				
人と動物との共通感染症サーベランスの強化										→
動物由来感染症病原体保有実態調査事業										→
保護収容動物の病原体保有状況調査事業										→
個別疾病のサーベランスの実施										→
動物由来感染症発生動向調査										→
人と動物との共通感染症に関する情報発信機能の充実										→
学校飼養動物の飼養実態調査及びアンケート調査の実施	→									
小学校高学年を対象とした感染症教室等の実施										→
<緊急時における動物愛護対策>										
災害時における動物救援活動マニュアルの整備		→								
普及啓発の推進										→

(主要施策 具体的取組)

人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた施策

動物愛護の普及、適正飼養の推進、
動物による危害防止、動物の保護収容と管理

